

産廃担当者

として欠かせない知識と実務への活用を
網羅した必携の一冊！



産業廃棄物 適正管理能力検定

公式テキスト 第6版

産業廃棄物 適正管理能力検定

公式テキスト 第6版

一般社団法人企業環境リスク解決機構 著



産廃担当者として
欠かせない知識と
実務への活用を網羅した
必携の一冊です。
本検定に合格すると
「産業廃棄物適正処理管理士」
に登録できます。

Environmental
Risk Solution

出題範囲における
最新の法改正情報は、
CERSIウェブサイトへ



本検定は環境省
「人材認定等事業」に
登録されています。

第一法規

一般社団法人企業環境リスク解決機構 著
B5判・240頁 定価3,850円(本体3,500円+税10%)

- 産業廃棄物の排出事業者の必須知識を網羅的、体系的に取得できる。
- 事例、書式・書面の具体例を盛り込み、実務に直結した内容を学習できる。
- 「廃棄物担当者のバイブル」として検定テキストの域を超えて好評を得ている1冊！

第5版発刊以降の法改正や
最新動向を盛り込んだ最新版！

産業廃棄物適正管理能力検定について

産廃リスクから企業を守るため、担当者に必要な力量を！

「産業廃棄物適正管理能力検定」が

環境省「人材認定等事業」に登録されています！

詳しくは環境省HPを
ご覧ください！



ISO14001:2015「7.2 力量」に対応！

全行政区の約3割が定める「産業廃棄物管理責任者」に最適！

東京都、静岡県、大阪府など、現在36行政区で選任を義務付けられている「産業廃棄物管理責任者」に対する取り組みの1つとしても採用頂けます。

<今回版の主な追加事項>

- 「再資源化事業等高度化法」「盛土規制法」、
大防法改正を受けた「石綿の飛散を伴う作業時の措置について」
- 実務でわかりづらい「印紙税」「中間処理産業廃棄物の排出事業者」
- 「太陽光発電設備の廃棄処理について」等

詳細は

検索



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 廃棄物処理法を知る

1. 廃棄物処理法の目的と改正の背景
2. 産業廃棄物の排出状況の実態
3. 廃棄物処理に関わる立場と責務
4. 排出事業者とは
5. 廃棄物とは
6. 知っておくべき廃棄物に関する用語

第2章 廃棄物に関するリスク

1. 法令違反に対する厳しい罰則規定
2. 処理委託後の不適正処理
3. 不適正処理に対する自治体の対応
4. 罰則だけが企業リスクじゃない

第3章 産業廃棄物の委託基準

1. 委託基準①「許可証」
2. 委託基準②「委託契約」
3. 委託時のルール「 manifests 制度」
4. 処理委託において重要な定め
5. 許可のような特別な認定など

第4章 廃棄物の処理基準

1. 保管における基準
2. 収集運搬における基準
3. 処分の方法や基準
4. 特別な基準を要する廃棄物

第5章 廃棄物処理法で扱う廃棄物以外の規定と
廃棄物処理法以外の規制や法令

1. 廃棄物処理法で扱う廃棄物以外の規定
2. 廃棄物の規制は法律だけではない
3. 環境関連法令の全体像
4. 個別のリサイクル関連法令
5. その他注意を要する法律
6. 災害廃棄物に関する対応

問題サンプル
あり!

詳細・試し読み・お申込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

Q 第一法規

検索

CLICK!



申込書〈第一法規刊〉

産業廃棄物適正管理能力検定 公式テキスト 第6版

●定価3,850円(本体3,500円+税10%) [コード040469]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
 また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
 (いずれかを✓で選択ください。) ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
 一回あたりのご購入金額
 (商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
 3万円以下の場合、440円(税込)
 10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

ご住所

機関名

部署名

☐ 公用
☐ 私用

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL0120-203-696 ☎FAX0120-202-974

排出事業者は「事業者」単位が基本

4-4 排出事業者の単位

重要度
★★☆

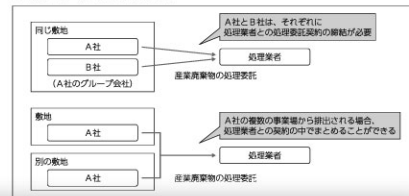
廃棄物処理法では、事業者は廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとしていいます。この「事業者」は一般的に、法人、個人事業主、事業を営む任意団体を含むと考えられています。排出事業者に求められる責任や義務は、事業者ごとに定められているため、グループ会社や親子会社の関係にある場合でも、法人格が異なる場合には別の事業者とされます。

同じ敷地内でグループ会社がそれぞれ別の事業を行い、敷地内の特定の場所に廃棄物を集めて処理業者へ委託するという場合は、一般的な事業形態として考えられます。そのような場合、同じ処理業者者に同じ保管場所から、同じような廃棄物を排出するからといって、グループの代表の企業が処理業者と契約し、委託を行うということは廃棄物処理法では認められません。

逆に同一の法人であれば、複数の排出事業場であっても同じ処理業者に委託する場合、まとめて一つの契約書で委託契約を締結することができます。

図表1-24の図のように同じ敷地内で、別法人である場合、原則として法人ごとに契約は分けなければなりません。また、保管場所での産業廃棄物の保管方法も、どちらから排出された産業廃棄物が区別できるように保管し、処理業者への委託時それぞれが manifests を交付することが望ましいと言えます。

■図表1-24 排出事業者の単位の考え方



第3章 産業廃棄物の委託基準

COLUMN.23

誤解が違反につながる専ら物と有価物の違い

専ら物とは、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物」の総称です。廃棄物の概念において、専ら物だから委託契約書は不要である。専ら物には有価物であるなどと誤解されることがあります。専ら物とは特定の条件を満たす manifests と委託許可が不要になるといった特例がありますが、専ら物と有価物の判断を誤れば委託基準違反などの法令違反になる可能性があります。そのため、専ら物を扱う際には正しい理解が必要です。

専ら物に関する誤解①「専ら物には有価物がある」

専ら物とは、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物」の総称です。つまり、専ら物には有価物ではなく廃棄物です。

専ら物として環境省から示された4品目は、有価で売却されることが一般的ですが、その排出状況等によっては売却することができず、廃棄物(専ら物)として扱われることがあります。そのため、有価物の取引として廃棄物処理法の対象外であること、専ら物の引渡しとして廃棄物処理法の特例であることを混同してしまうことがあるようです。

専ら物に関する誤解②「専ら物の委託には産業廃棄物処理委託契約書は不要である」

第3章 産業廃棄物の委託基準

検定問題にチャレンジ!

【2級レベル】

【問】次の図のような産業廃棄物の処理委託を行う場合、排出事業者としてA社・B社・C社との間で結ぶべき産業廃棄物処理委託契約に関して、各業者それぞれについて収集運搬委託契約のみが必要な場合は1、処分委託契約のみが必要な場合は2、収集運搬と処分の委託契約が必要な場合は3、直接契約が不要な場合は4を答えなさい。なお、→は、収集運搬を示す。



【解答】A社→1 B社→2 C社→4

B社の行う「中間処理」が最初に行われる処分となり、ここまでは直接契約の範囲です。その後のB社の中間処理後の残さの搬送と、C社の専らは直接契約が不要です。

【1級レベル】

【問】次の文章の内容について、産業廃棄物処理法の規定を踏まえた対応として、適切であれば○、不適切であれば×を答えなさい。

廃プラスチック類について、A社に破壊の中間処理を委託後、B社にて圧縮固化したものが固形燃料としてC社に売却される。A社と締結する産業廃棄物処分委託契約書には、圧縮固化施設の処理能力及び売却先の名称を記載する必要はない。

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛にお送りください。

■宛先

〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 ☎FAX.0120-302-640

書店印